

諮問日：平成30年12月25日（平成30年度（最情）諮問第72号）

答申日：令和元年6月21日（令和元年度（最情）答申第20号）

件名：司法修習生組別志望等調査表の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「第71期司法修習生組別志望等調査表」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年11月20日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

司法修習に関する事務便覧の記載からすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

司法研修所では、集合修習の各開始時に、修習終了後の志望を記載した書面（裁判官、検察官、弁護士、その他の職業、未定のいずれかを選択させるなどしたもの）を司法修習生に提出させている。

第68期までの司法修習生については、これらの書面を基に、集合修習期間中に志望の状況等を一覧表にした司法修習生組別志望等調査表（以下「調査表」という。）を作成して司法研修所教官に提供しており、その作成目的は、司法研修所事務局として司法修習生の志望状況の概要を把握するほか、この情報を

司法研修所教官に提供して、指導の参考にしてもらうことになった。

しかし、集合修習期間中、各教官は、各修習生の志望を個別に把握すれば足り、調査表を用いる必要は高くない上、調査表を作成する事務負担は大きいことから、文書作成事務の合理化の観点から当該事務を見直して、第69期からは調査表を作成しないこととした。

なお、司法研修所教官は、集合修習期間中、担当する組の各修習生の志望状況を直接確認できる上、定期的に他の教官と情報交換をする場を有しているのので、個々の司法修習生の志望状況に加え、他の組や全体の志望状況を必要に応じて把握することが可能である。

以上のとおり、司法研修所においては、司法修習生の志望の状況等を一覧表にした調査表を作成する必要がなく、本件開示申出文書は作成し、又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年12月25日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成31年4月19日 審議
- ④ 令和元年5月24日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、第68期までの司法修習生については調査表を作成していたが、第69期以降は作成しないこととしたと説明する。そして、その理由として、司法研修所教官は、調査表がなくとも、集合修習期間中、担当する組の各修習生の志望状況を直接確認できる上、定期的に他の教官と情報交換をする場を有していることから、個々の司法修習生の志望状況に加え、他の組や全体の志望状況を必要に応じて把握することが可能であることを指摘する。このような司法研修所教官の司法修習生に対する指導や志望状況の把握の方法

等を踏まえれば、調査表を用いる必要は高くない一方で、調査表を作成する事務負担が大きいことを考慮して、文書作成事務の合理化の観点から当該事務を見直し、第69期以降は調査表を作成しないこととしたという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

この点について、苦情申出人は、司法修習に関する事務便覧の記載からすれば、本件開示申出文書が存在する旨を主張するが、同記載は調査表の存在を推認させるものとはいえない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人